

令和3年度

中東遠看護専門学校組合
定期監査結果報告書

中東遠看護専門学校組合
監査委員

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

中東遠看護専門学校組合における令和3年9月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

中東遠看護専門学校組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市 監査室

(2) 実施日 令和3年11月2日

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

- (1) 大規模修繕工事等の多額の予算を必要とするときには、財政調整基金などを活用し、構成市町の負担金の平準化に引き続き努めること。
- (2) 優秀な学生を確保するにあたり、教育環境（Wi-Fiエリアの拡大）・学校施設（トイレの乾式化、ウォシュレット便座設置等）を充実し、更なる学校のイメージアップに努められたい。また、QRコードを活用するなど発信した情報を取得しやすくする方法を検討されたい。